

令和2年度 修学旅行ガイドライン

川越市教育委員会

修学旅行のねらいは、校外の豊かな自然や文化に触れる体験を通して、学校における学習活動を充実発展させること。また、校外における集団活動を通して、教師と児童生徒、児童生徒相互の人的な触れ合いを深め、楽しい思い出をつくること。さらに、集団生活として、基本的な生活習慣や公衆道徳などについての体験を積み、集団生活の在り方について考え、実践し、互いに思いやり、共に協力したりするなどのよりよい人間関係を形成しようとする態度を育てることである。こうした修学旅行の意義と令和2年度における新型コロナウイルス感染症への対策の必要性を踏まえ、川越市修学旅行ガイドラインを作成した。

1 目的地及び見学地について

- (1) 目的地については、目的地域内の感染状況を把握する。
- (2) 見学地については、施設等の入場制限の状況や感染症対策などの情報を収集する。

2 実施時期について

- (1) 目的地の感染状況を踏まえて、実施時期を決定する。
- (2) 実施時期の延長が可能であるか確認する。

3 集合場所について

- (1) 可能な限り開放した広い場所を確保する。密閉を避ける。
- (2) 集合の方法や隊形、学級や列の間隔、移動方法や経路について工夫して、密集・密接を避ける。
- (3) 指導・連絡などは短時間で行う。

4 目的地及び現地での移動について

- (1) 新幹線をはじめとする、鉄道での移動では、マスクを着用させ、大声での会話を控える。車内では、できるだけ会話を控える。
- (2) 貸し切りバスでの移動については、担当の旅行業者・バス会社と感染症対策等も踏まえ、事前の打ち合わせを綿密に行う。
- (3) 貸し切りバスでの移動では、休憩の頻度を増やす、こまめに換気する、車内でマスクを着用する、会話を極力控える、できる限り席を離す、バスに乗車するときは手洗いや消毒するなどに留意する。

5 食事について

- (1) ビュッフェ方式での食事や複数人での鍋料理などを避け、個別に提供されるメニューを選ぶ方法にする。
- (2) 食事の前後の手洗い・消毒を徹底する。
- (3) 食器の共用を避ける。
- (4) 座席については、対面や密を避け、会話を極力控える。
- (5) 食事場所の広さに応じて、3密とならないよう、食事を摂る。

6 見学や体験活動等について

- (1) 見学先の感染状況を確認する。
- (2) 密閉・密集・密接とならないように、混雑を避けて見学する。

- (3) 集団見学は避け、分散して見学する。
- (4) 見学の際はマスクを着用する。

7 宿舎について

- (1) 部屋はできる限り少人数となるよう宿泊施設や旅行業者と打ち合わせをする。児童生徒間の距離を十分に確保して就寝することが可能であるか、部屋数の増加が可能であるかなどについて確認する。
- (2) 室内では、大声を出すことや会話を控える。身体接触はしない、会話する際はマスクを着用するなど指導を徹底する。
- (3) 入浴時間帯を長く設定し、人数を可能な限り少なくするなど、児童生徒の3密を防ぐ。
- (4) 入浴の際、浴室や更衣室では大声で話すことは避け、会話も極力、控える。
- (5) 宿舎内では原則マスクを着用する。
- (6) 宿舎となる旅館やホテルの部屋などの消毒が入室前に行われているか、事前に確認する。

8 体調管理について

- (1) 旅行1日目の2週間前から、家庭の協力を得ながら健康管理に十分注意する。
- (2) 出発日も検温や健康観察を必ず行う。
- (3) 出発日、発熱や体調不良がある場合は家庭に連絡し、迎えに来てもらう。
- (4) 旅行の間は、朝・夕の検温を実施し、体調不良者への対応を適切に行う。
- (5) マスク・ハンカチ・ティッシュペーパーを日数分必ず持参させる。使用済みのマスクと入れるゴミ袋なども持参させる。
- (6) 現地で発熱や体調不良者が出た場合の対応について、事前に現地の病院や保健所などに十分確認を行い、対応方法を検討する。

※児童生徒が発熱した場合の対応

- ・児童生徒隔離 ・旅行先の保健所に連絡 ・旅行先の医療機関で受診
- ・PCR検査を受けた場合は結果が出るまで留め置き ・保護者に連絡 など

9 キャンセル料について

- (1) 修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料については、川越市としても、発生した学校の児童生徒の保護者に対して経済的な負担軽減を図るよう努める。
- (2) キャンセル料が発生した場合は、市教委担当指導主事へ報告する。

10 その他

- (1) 保護者に対して、感染症予防や緊急時の対応について、事前に説明を行う。
- (2) 保護者に修学旅行「参加届」の提出を求める。不参加が15%を超える場合には校外行事実施基準に基づき、原則実施しない。
- (3) 同居の家族にも出発前の健康観察を依頼する。
- (4) 目的地及び本県の感染状況により中止となる場合もあるため、キャンセルとなる場合の対応について、旅行業者に確認をしておく。
- (5) 学校で感染者が出た場合や緊急事態宣言、外出及び県外移動の自粛などの要請が発せられた場合など、出発前日であっても中止とする。
- (6) 修学旅行を中止した場合、修学旅行に替わる泊を伴わない校外学習を実施することを検討する。その場合も、移動手段も含め、感染症対策を十分実施して行うこととする。なお、感染状況によっては、中止を指示する場合もある。
- (7) 新型コロナウイルス対応の保険について旅行業者と確認し、加入について各学校で検討する。